

正 誤 表

「点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算について(通知)」の一部訂正(平成26年9月10日付 技第313号の2)

(下線部分は訂正部分)

u003Cp style="text-align: center;">誤

誤	正
<p>○通知文の記以下</p> <p>1. 対象工事 農林水産部及び土木部が所管する建設工事(災害復旧工事を含む) ただし以下のものは除く (1) 農村整備課・農地整備課所管事業 (2) 漁港漁場整備課所管事業 (3) 港湾空港課所管事業 (4) 建築住宅課所管事業 (5) 植樹帯管理業務、道路及び河川等の維持管理業務</p> <p>2. 適用年月日 [以降省略]</p> <p>○別紙1(地区の設定方法) ○現在の積算方法 [省略] ○平成26年9月1日以降起算する工事の積算 適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を 実施することができる。なお、施工箇所毎に発注することを妨げるものではない。 [以降省略]</p>	<p>1. 対象工事 農林水産部及び土木部が所管する建設工事(災害復旧工事を含む) ただし以下のものは除く (1) 農村整備課・農地整備課所管事業 (2) 漁港漁場整備課所管事業 (3) 港湾空港課所管事業 (4) 建築住宅課所管事業 (5) 植樹帯管理業務、道路及び河川等の維持管理業務 <u>(6) 森林整備課所管の森林整備工事</u> <u>(7) 道路付属物(防護柵、道路標識、視線誘導標、区画線、道路照明施設等)</u> <u>の維持管理工事</u> (8) 下水道推進課所管事業</p> <p>2. 適用年月日 [以降省略]</p> <p>○現在の積算方法 [省略] ○平成26年9月1日以降起算する工事の積算 適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を 実施するものとする。なお、施工箇所毎に発注することを妨げるものではない。 [以降省略]</p>

正誤表

「点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算について(通知)」の一部訂正(平成26年9月10日付 技第313号の2)

(下線部分は訂正部分)

誤	正
<p>○別紙4(見積参考資料記載例)</p> <p><見積参考資料への記載例></p> <p>点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算について</p> <p>[省略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費等については、地区毎ではなく、工事全体で算出している。 (「直接工事費の日当たり施工量について」を追加) (「間接工事費の主たる工種区分について」を追加) <p>[省略]</p> <p>(「[注2]」を追加)</p>	<p><見積参考資料への記載例></p> <p>点在する施工箇所をまとめて発注する場合の積算について</p> <p>[省略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費等については、地区毎ではなく、工事全体で算出している。 ・直接工事費の日当たり施工量(例:市場単価の全体延長等)等の施工規模の条 件は、地区毎に算出している。 ・間接工事費の主たる工種区分(諸経費工種)は工事全体で判断し、「■■■■■」 としている。 <p>[省略]</p> <p>[注2]■■■■■の部分には、主たる工種区分(諸経費工種)を記載する。</p>